

公益社団法人 滋賀県看護協会定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）定款第52条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書に入会金及び当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、定款第7条に定める入会金及び当該年度の会費の受領により正会員名簿に登録し、会員証を交付しなければならない。

3 総会で承認された名誉会員に対し、本会は、名誉会員名簿に登録し、名誉会員証を交付するものとする。

4 正会員の会員としての資格は、正会員名簿に記載された日から、また、名誉会員の会員としての資格は、総会において承認された日から取得するものとする。

(退会の手続き)

第3条 正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届に会員証を添えて会長に申し出るものとする。

2 前項の場合、本会は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届け)

第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、その旨会長に届け出なければならない。

第3章 入会金及び会費

(入会金)

第5条 入会金は5,000円とする。ただし、既に納入した者が退会后、再度入会した場合には、徴収しない。

(会費)

第6条 会費は、年額7,000円とする。

2 会費納入時に公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の会費5,000円を、本会を通じて納入するものとする。

3 他の都道府県から異動により入会する会員の当該年度の会費は免除する。

4 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

第7条 会費は毎年1月末日までに翌年度分を本会に納入するものとする。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りでない。

(会費等の使途)

第8条 入会金及び会費は、その40%以上を公益目的事業に充当し、他は使途を定めないものとする。

第4章 総 会

(開催期日)

第9条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により変更することができる。

(総会運営規程)

第10条 総会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会に

において別に定める。

第5章 理 事

(取引の制限)

第11条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会与取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会与当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第12条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

第6章 役員等の選出

(役員等の選出)

第13条 役員及び推薦委員並びに日本看護協会代議員及び予備代議員(以下「役員等」という。)(監事のうち、第3項に規定する正会員外から選出する1名を除く。)は、総会において正会員の中から選出する。

- 2 理事のうち職能理事は、保健師、助産師から各1名、看護師から2名を、地区理事は、各地区支部から各1名、また准看護師理事1名は准看護師からそれぞれ選出する。
- 3 監事は、本会の業務運営に精通した者2名以内、正会員以外から会計制度等に精通した者1名を選出する。

(役員の変更)

第14条 会長、副会長1名、常務理事1名以内、保健師職能理事、看護師職能理事1名以内、奇数地区の地区理事、准看護師理事及び監事2名以内は偶数年次(西暦)の通常総会において改選する。

2 副会長2名以内、常務理事2名以内、助産師職能理事、看護師職能理事1名以内、偶数地区の地区理事及び監事1名は奇数年次(西暦)の通常総会において改選する。

(役員等候補者)

第15条 役員等に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に通常総会の60日前までに届け出なければならない。

- 2 推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の30日前までに提出しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の役員等の立候補者名と推薦名簿を通常総会の2週間前までに会員に発表しなければならない。

(選挙管理委員会)

第16条 役員等の選挙を管理するため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は7名以内とし、総会において正会員の中から議長が指名する。

3 選挙管理委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終了の日までとする。

4 選挙管理委員のうち1名を委員長とし、委員の互選により選任する。

(投票時間)

第17条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第18条 投票は、記号を用い連記無記名でこれを行う。ただし、候補者が改選数を超えないときは、投票は行わない。

(選挙の成立)

第19条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(選挙規程)

第20条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第7章 推薦委員会

第21条 本会に推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、役員等の選挙に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

3 推薦委員会は、委員7名以内をもって構成する。

4 推薦委員は、総会において正会員の中から選任する。

5 推薦委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終了の日までとし、再任を行わない。

6 推薦委員のうち1名を委員長とし、委員の互選により選任する。

7 委員長は推薦委員会を招集し、その議長となる。

8 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第8章 公益社団法人日本看護協会との関係

(法人会員)

第22条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。

(代議員の選出)

第23条 日本看護協会代議員の員数は、前々年度12月末日現在の会費納入者数を基準として日本看護協会で決められた数とする。

2 代議員については、看護師2名、保健師、助産師、准看護師からそれぞれ1名ずつは最低選出するものとし、これを超える代議員の選出については、職種を問わないものとする。

3 推薦委員会は、前項に基づく代議員候補者を選挙管理委員会に推薦する。

4 選挙管理委員会は、前項により推薦された代議員候補者から、本会の通常総会において代議員を選出する。ただし、候補者数が日本看護協会が決めた数を超えないときは、投票は行わない。

5 前項において選出された代議員が、やむを得ない理由により日本看護協会の総会に出席できないときは、予め選出した予備代議員候補者の中から優先順に選出する。

6 総会で選出された代議員は、日本看護協会の総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。

(予備代議員の選出)

第24条 予備代議員は、前条第1項の規定により通知された代議員数と同数以上の員数を選出する。

2 前条第2項から第4項及び第6項の規定は、予備代議員について準用する。

3 推薦委員会は、予備代議員の推薦にあたって、あらかじめ優先順位をつけて推薦する。

4 予備代議員に選出された者は、翌年度の代議員となることを原則とする。

(代議員及び予備代議員の報告)

第25条 会長は、選出された代議員及び予備代議員の氏名、勤務先名、職種を遅くとも前年度の7月末日までに日本看護協会会長に報告するものとする。

第9章 事務局

(職員)

第26条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤職員を含む。以下同じ。）を置く。
(給与等)

第27条 職員及び嘱託職員の就業及び給与に関しては、理事会の決議により別に定める。

第10章 補 則

(細則の変更)

第28条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第5条第1項「入会金」及び第6条第1項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

第29条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月19日の理事会で承認、平成26年6月の総会后（理事数の定款変更承認後）に施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月28日の理事会で承認、同日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年3月21日の理事会で承認、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年11月9日の理事会で承認、同日から施行する。